

基本計画各論部分の記述形式例(山口市総合計画より抜粋)

政策1 支えあい健やかな暮らしのできるまち

施策1-① 一人ひとりが健康づくりを行うまち

施策のねらい

市民が自分らしく健やかに安心して生活できています。

施策の成果指標

◇自分が健康だと思う市民の割合

単位	現状値 (H18年度)	目標値 (H24年度)	目標値 (H29年度)
%	81.4	(82.0)	(83.0)

市民が自分は健康に日常生活を送っていると思う市民割合を見る指標です。18歳から64歳までの市民を対象に実施するアンケートで、日ごろの健康状態が、「とても健康だと思う」「健康な方だと思う」と回答した市民の割合です。

◇国民健康保険被保険者（一般+退職）
一人当たりの医療費（自己負担分含む）

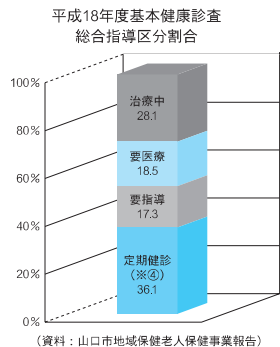
	(H18年度)	(H24年度)	(H29年度)
円	294,571	351,000	417,000

※高齢化の進展により一人当たり医療費は今後も増加していくことが予想されますが、施策を展開する中で医療費をできる限り抑制していきます。

市民が健やかに安心して生活するためにどのくらいの医療を受けているかを見る指標です。国民健康保険被保険者（一般被保険者及び退職被保険者）の一人当たりの年間医療費です。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆全国的な傾向と同じく、本市でも生活習慣が変化したことによって生活習慣病（※①）が増えています。また、国民健康保険被保険者の一人当たりの医療費の増加が続いています。
- ◆多くの市民が自分の健康に関心を持っています。市民一人ひとりが自分にあった健康づくりに努め、病気を予防し、早期発見・早期治療に取り組むことが必要です。
- ◆出産や子育ての悩み、不安を解決することができず、子育ての孤立感や負担を感じる人が増えています。安心して出産や子育てができる環境が必要です。
- ◆食生活の乱れが心身に及ぼす影響が問題となっており、国においては食育基本法（※②）の制定を受け、食育推進基本計画が策定されました。「食」について市民一人ひとりが正しい知識と選択する力を持ち、健全な食生活を実践できるよう「食育」（※③）へ関心を持ち、積極的に取り組むことが必要です。



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	基本事業のねらい	基本事業成果指標
1 健康づくりの推進	市民が健康に関する正しい知識を習得し、健康による生活習慣を身につけています。	○健康により生活習慣を実践している市民の割合
2 疾病予防・早期発見・早期治療の推進	市民が病気を予防し、早期発見・早期治療に努めています。	○1年に1回健診を受けている市民（18歳以上）の割合 ○がん検診の精密検査必要者で検査・治療をしている市民の割合 ○予防接種率（子どもの予防接種）
3 母子保健の充実	保護者が、正しい知識や理解者があることで、安心して出産・育児ができます。	○安心して出産・育児ができると思う保護者の割合 ○1歳6か月児・3歳児健診精密検査受診率
4 食育の推進	市民が食に関する正しい知識を身につけ、健全な食生活をしています。	○食育に関心を持っている市民の割合 ○朝食を食べている市民の割合
5 医療体制の充実	市民が病気やケガの時、いつでも医療が受けられます。	○急病の時でもすぐ診てもらえる医療体制が整っていると思う市民の割合

まちづくりの主体ごとの役割

市民・地域

- （市 民）
 - 健康に関する正しい知識を習得し、よりよい生活習慣を身につけます。
 - 健診の持つ意義を理解し、定期的に健診を受けて健康状態を確認するとともに、早期治療をします。
 - 母子保健に関する知識を習得します。
- （地 域）
 - 子育てサークルの支援や地域で相談・情報交換できる子育て環境をつくります。
 - 地域は、健康づくりや食育に関する活動を積極的にを行います。

行政

- （行 政）
 - 健康に関する情報提供や定期健診の受診を呼びかけるなど積極的に啓発活動を行います。
 - かかりつけ医の必要性や救急医療に関する啓発を行います。
 - 食育の啓発に努めます。

事業者

- （事業者）
 - 従業員へ健康に関する啓発を行うとともに、従業員の健康に気を配ります。

部門計画 山口市健康づくり計画(策定予定)、特定健診等実施計画(策定予定)、山口市食育推進計画(策定予定)

用語説明

※①生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群です。

※②食育基本法：国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした法律です。（平成17年7月15日施行）

※③食育：国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性をはくむため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。

※④定期健診：検査の範囲内では異常が認められないが、今後も定期的に健診を受診し健康管理することを勧める総合指導区分です。